

畜産第641号
平成23年5月31日

各総合振興局長 様
各振興局長 様

農政部長
保健福祉部長

計画的避難区域等から移動する牛以外の家畜の受入れ確認等について

「計画的避難区域等から移動する家畜の受入れ確認等について」（平成23年5月20日付け畜産第552号農政部長、保健福祉部長通知。以下、「牛移動通知」という。）に関連して、牛以外の家畜について下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご留意の上、対応をお願いするとともに、貴管内市町村及び関係機関・団体に対して、周知願います。
なお、別記関係団体等に対し、別添写しのとおり通知していることを申し添えます。

記

- 1 計画的避難区域等から道内に移動する牛以外の家畜（豚、馬、家きんなど）（以下、「牛以外の移動家畜」という。）については、基本的に牛移動通知の内容を準用するものとする。
- 2 家きんの場合、牛移動通知の記の2の「と畜場」は、「食鳥処理場」（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の認定に係る食鳥処理場を含む。）と読み替えるものとする。
- 3 牛移動通知の記の2の（2）の所有者からの同意書について、牛以外の移動家畜にあつては別紙様式の内容とする。
- 4 牛以外の移動家畜を別の農場等に譲渡する場合にあつては、移動先を家畜保健衛生所に連絡するとともに、当該家畜が牛以外の移動家畜であること及び先の同意内容を譲渡される者に的確に伝達するよう指導する。
また、総合振興局・振興局又は家畜保健衛生所は、譲渡され、新たに当該家畜の所有者となった者から別紙様式の内容について改めて同意を得るものとする。

（食の安全推進局畜産振興課酪農グループ）
（健康安全局食品安全グループ）

畜産第641号
平成23年5月31日

(別記1のとおり) 様

北海道農政部長
北海道保健福祉部長

計画的避難区域等から移動する牛以外の家畜の受入れ確認等について

このことについて、別添写しのとおり総合振興局・振興局に通知しましたので、当該通知の趣旨をご理解していただき、関係機関・団体等への協力依頼をお願いします。

(食の安全推進局畜産振興課酪農グループ)
(健康安全局食品安全グループ)

【別記 1】

北海道農業協同組合中央会
ホクレン農業協同組合連合会
北海道農業開発公社
全国酪農業協同組合連合会札幌支所
北海道家畜商業協同組合連合会
北海道ホルスタイン農業協同組合
北海道チクレン農業協同組合連合会
北海道酪農畜産協会
北海道養豚生産者協会
北海道養鶏会議
北海道食鳥生産推進協議会

畜産第641号
平成23年5月31日

(別記2のとおり) 様

北海道農政部長
北海道保健福祉部長

計画的避難区域等から移動する牛以外の家畜の受入れ確認等について

このことについて、別添写しのとおり総合振興局・振興局に通知しましたので、当該通知の趣旨をご理解の上、道が実施するモニタリング検査にご協力をお願いします。

(食の安全推進局畜産振興課酪農グループ)
(健康安全局食品安全グループ)

【別記 2】

北海道食肉センター運営連絡協議会

(株)北海道畜産公社

(株)北海道チクレンミート北見食肉センター

日本フードパッカー(株)道南工場

日本フードパッカー(株)道東工場

名北ミート(株)

かみふらの工房食肉センター

名寄市立食肉センター

池田町食肉センター

岩見沢市精肉センター

畜産第641号
平成23年5月31日

(別記3のとおり) 様

北海道農政部長
北海道保健福祉部長

計画的避難区域等から移動する牛以外の家畜の受入れ確認等について

福島第一原子力発電所の事故に係る計画的避難区域等からの家畜の移動等については、別添参考のとおり平成23年5月20日付けで「計画的避難区域等から移動する家畜の受入れ確認等について」を総合振興局・振興局等に通知したところですが、このたび牛以外の家畜の取扱いについて別添写しのとおり総合振興局・振興局に通知しましたので、当該通知の趣旨をご理解の上、道が実施するモニタリング検査にご協力をお願いします。

(食の安全推進局畜産振興課酪農グループ)
(健康安全局食品安全グループ)

【別記 3】

北海道第一ブロイラー（株）

ホワイトファーム（株）札幌食品工場

ホワイトファーム（株）知床食品工場

中札内村農業協同組合食鶏処理場

（有）藤田ブロイラー

（農）道央養鶏

（株）中央食鶏

旭川ミート（株）深川工場

計画的避難区域及び緊急時避難準備区域からの移動家畜に係る同意書

年 月 日

北海道農政部長 様

私は、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域（以下、「計画的避難区域等」という。）からの移動家畜（牛を除く家畜（豚、馬、家きんなど）。以下同じ。）の取扱いに関し、下記のことについて同意いたします。

記

1. 「計画的避難区域等から移動する家畜の受入れ確認等について」（平成23年5月10日付け23道農第385号農林水産省北海道農政事務所長通知）により農林水産省から道に情報提供された計画的避難区域等からの移動家畜に係る個体又は群の情報について、道が道内のと畜場又は食鳥処理場に提供すること。
2. 計画的避難区域等からの移動家畜を道内にと畜等（譲渡、死亡家畜処理を含む。以下同じ。）を行おうとする場合、事前にと畜等を行う移動家畜に係る個体又は群の情報及び搬出先の情報について家畜保健衛生所に連絡すること。
また、当該家畜由来の食肉については、道が実施する放射性物質のモニタリング検査の対象となること。
3. 計画的避難区域等からの移動家畜を道内の他の農場等に譲渡する場合、譲渡される者に当該家畜が計画的避難区域等からの移動家畜であること及び本同意内容を伝達するとともに、道が譲渡される者に対し、改めて本内容についての同意を求める仕組みとなっていること。

住所

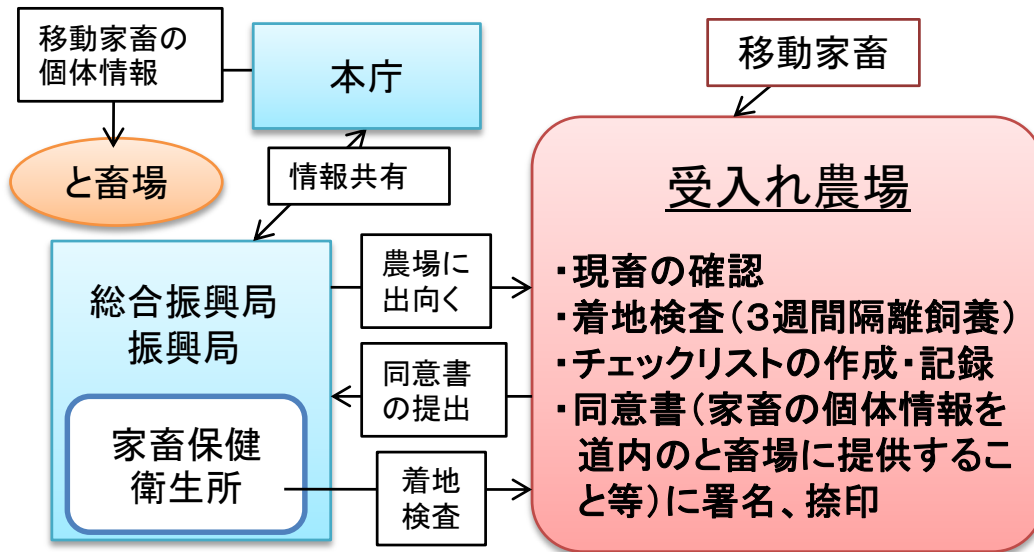
氏名

印

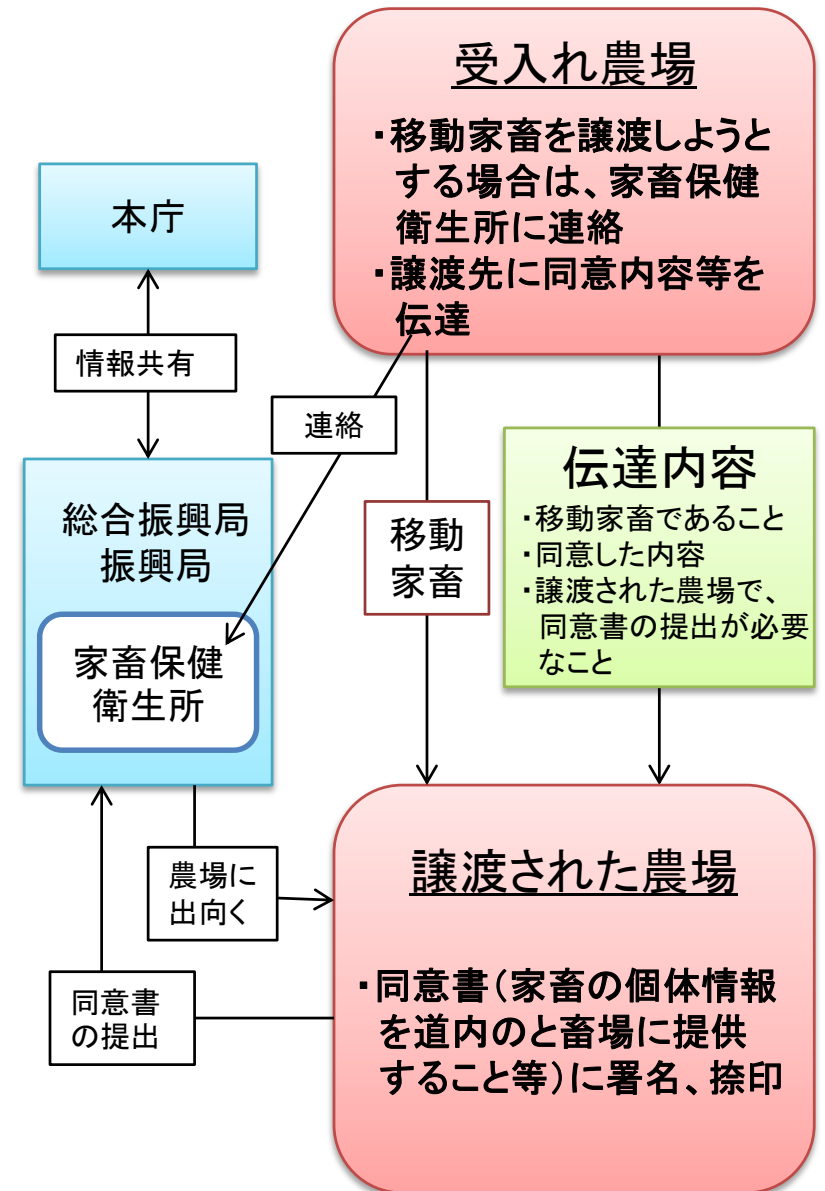
計画的避難区域等からの移動家畜の取扱（牛以外の家畜用）

(参考)

1. 移動家畜の受入れ時



2. 移動家畜を譲渡する場合



3. 移動家畜をと畜する場合

